

観光立国の実現に向けた取組みについて

観光庁

平成21年11月

観光立国の意義

1. 国際観光の推進はわが国のソフトパワーを強化するもの

- 諸外国との健全な関係の構築は国家的課題
- 国際観光を通じた草の根交流は、国家間の外交を補完・強化し、安全保障にも大きく貢献
- 中国、韓国からの訪日観光客数は大きく拡大
 - ・ 年間の訪日観光客数は中国100万人、韓国238万人（平成20年、両国で全体の40.5%）

2. 観光は少子高齢化時代の経済活性化の切り札

- 少子高齢化で成熟した社会には、観光振興＝交流人口の拡大、需要の創出による経済の活性化が有効
- 国内旅行消費額は23.5兆円。生産波及効果は53.1兆円で、これによる雇用効果は441万人（総就業者数の6.9%）（※ともに平成19年度）
- 訪日外国人も今や無視できない消費活動の主体（平成19年度の訪日外国人旅行消費額→1.5兆円）

3. 交流人口の拡大による地域の活性化

- 地方においては地域振興策の新たなアプローチが必要。観光による交流人口の拡大は地域経済の起爆剤
- 集客力のある個性豊かな地域づくりは、各地域の自主・自律の精神も促す

4. 観光立国により国民の生活の質を向上

- 退職期を迎える団魂の世代は、新たな生きがいを模索。観光交流の拡大は、精神活動を含めて生活の質の充実に貢献
- 観光立国の推進は、我が国の歴史的・文化的価値を再認識するプロセスであり、日本の魅力の再活性化にもつながるもの



～ 観光交流人口の拡大による日本の再生 ～

観光行政をめぐる最近の動き

- 平成15年
- 1月31日 小泉総理が施政方針演説で「2010年に訪日外国人旅行者を倍増の1千万人に」と発言
 - 4月1日 ビジット・ジャパン・キャンペーン開始
 - 4月24日 観光立国懇談会が報告書を取りまとめ
 - 5月21日 第1回観光立国関係閣僚会議（構成員：全閣僚）を開催
 - 9月22日 国土交通大臣が観光立国担当大臣に任命される
- 平成18年
- 9月29日 安倍総理が所信表明演説で「今後五年以内に、主要な国際会議の開催件数を五割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指します。」と発言
 - 12月13日 議員立法により観光立国推進基本法が成立（全会一致）
- 平成19年
- 6月29日 観光立国推進基本計画を閣議決定
- 平成20年
- 1月18日 福田総理が施政方針演説で「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」と発言
 - 4月25日 観光庁の設置に係る「国土交通省設置法等の一部を改正する法律」成立
 - 5月16日 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」成立
 - 9月29日 麻生総理が所信表明演説で「10月1日に発足の運びとなる観光庁の任務に、観光を通じた地域の再生があることを申し添えておきます。」と発言
 - 10月1日 観光庁設置
 - 10月2日 麻生総理が参議院本会議で「これまでの政府目標は日本を訪れる外国人を2010年に1000万人とするとしておりますが、2020年には現在の2倍以上の2000万人とする目標に拡大をいたしております。昨日設けた観光庁を中心に、官民を挙げて外国人の誘致や魅力ある観光地づくりを進めます。」と発言
- 平成21年
- 3月13日 観光立国推進戦略会議が「訪日外国人2,000万人時代の実現へ」をとりまとめ
 - 6月23日 経済財政の基本方針2009を閣議決定。「世界に誇る観光大国の実現（2020年までに訪日外国人旅行者数を2000万人へ）」ならびに「休暇の取得分散化の促進」について記載。

観光基本法(昭和38年)を全面改正。平成18年12月13日成立、平成19年1月1日施行。

題名

観光立国の実現を国家戦略として位置づけ、その実現の推進を内容とするものであることにかんがみ、題名を「観光基本法」から「観光立国推進基本法」に改正。

前文

少子高齢社会の到来や本格的な国際交流の進展を視野に、観光立国の実現を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」と位置付け。

目的

観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること

基本理念

観光立国の実現を進める上での

- ①豊かな国民生活を実現するための「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の認識の重要性
- ②国民の観光旅行の促進の重要性
- ③国際的視点に立つことの重要性
- ④関係者相互の連携の確保の必要性を規定

関係者の責務等

- ①国の責務
観光立国の実現に関する施策を総合的に策定、実施する。
- ②地方公共団体の責務
地域の特性を活かした施策を策定し実施。
また、広域的な連携協力を図る。
- ③住民の責務
観光立国の重要性を理解し、魅力ある観光地の形成への積極的な役割を担う
- ④観光事業者の責務
観光立国の実現に主体的な取り組むよう努める。

「観光立国推進基本計画」の作成

- ①観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針
 - ②観光立国の実現に関する目標
 - ③観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ④その他、必要な事項
- を盛り込んだ、閣議決定による観光立国推進基本計画を策定。
(国土交通大臣がとりまとめを担当)

観光立国推進基本計画の概要

観光立国推進基本法の制定
(平成18年12月)

基本法第10条の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「観光立国推進基本計画」を策定 (平成19年6月 閣議決定)

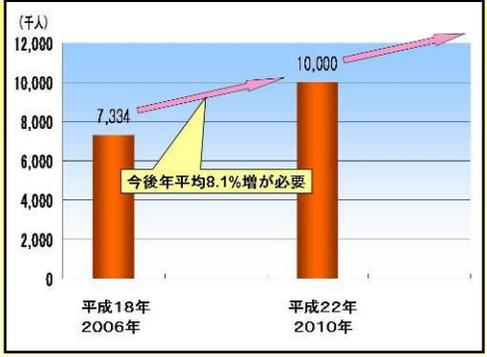
基本的な方針

◆ 国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大するとともに、国民の海外旅行を発展 等

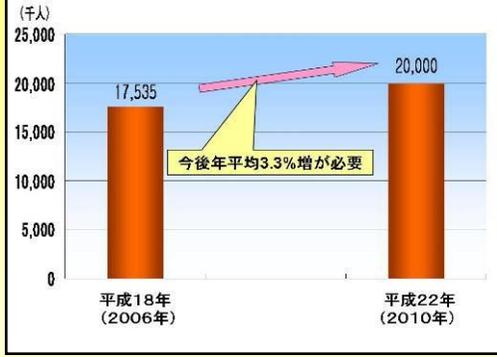
目標

計画期間における基本的な目標

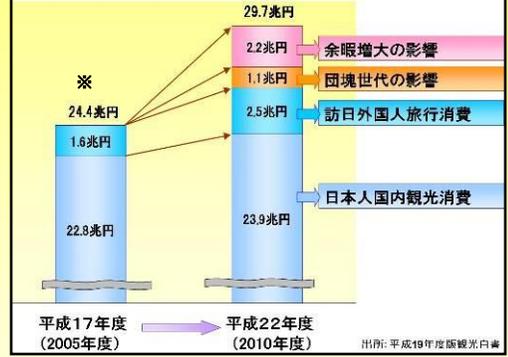
○訪日外国人旅行者数
平成22年までに1,000万人にし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にする



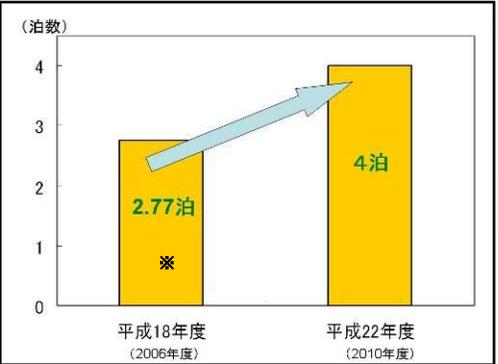
○日本人の海外旅行者数
平成22年までに2,000万人にする



○国内における観光旅行消費額
平成22年度までに30兆円にする

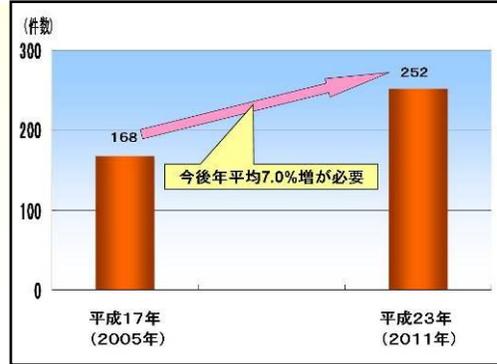


○日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数
平成22年度までに年間4泊にする



* 暫定値 (確定値では、2.72泊)

○我が国における国際会議の開催件数
平成23年までに5割以上増やす



計画期間

5年間

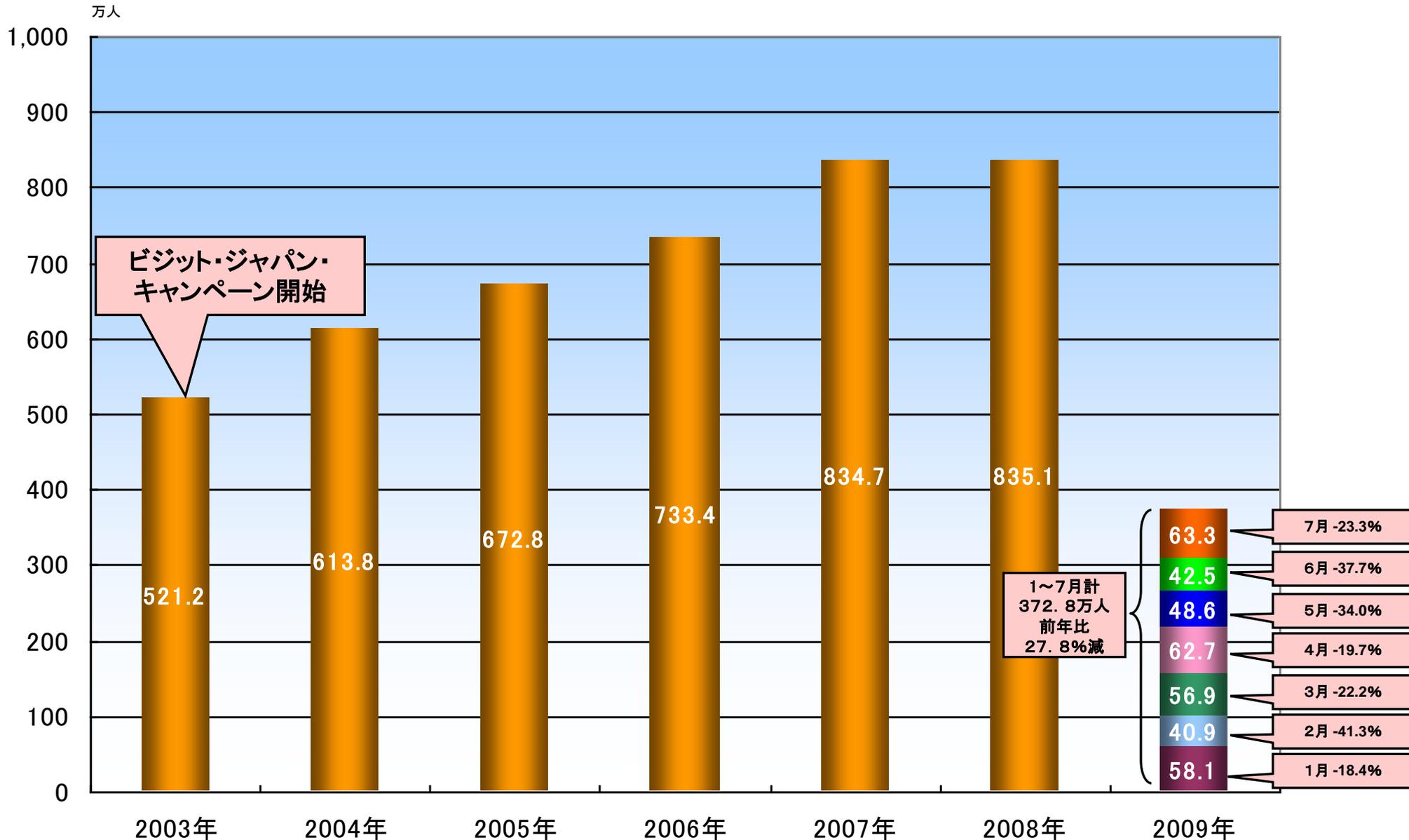
施策

目標を達成するための具体的な施策を記述

その他

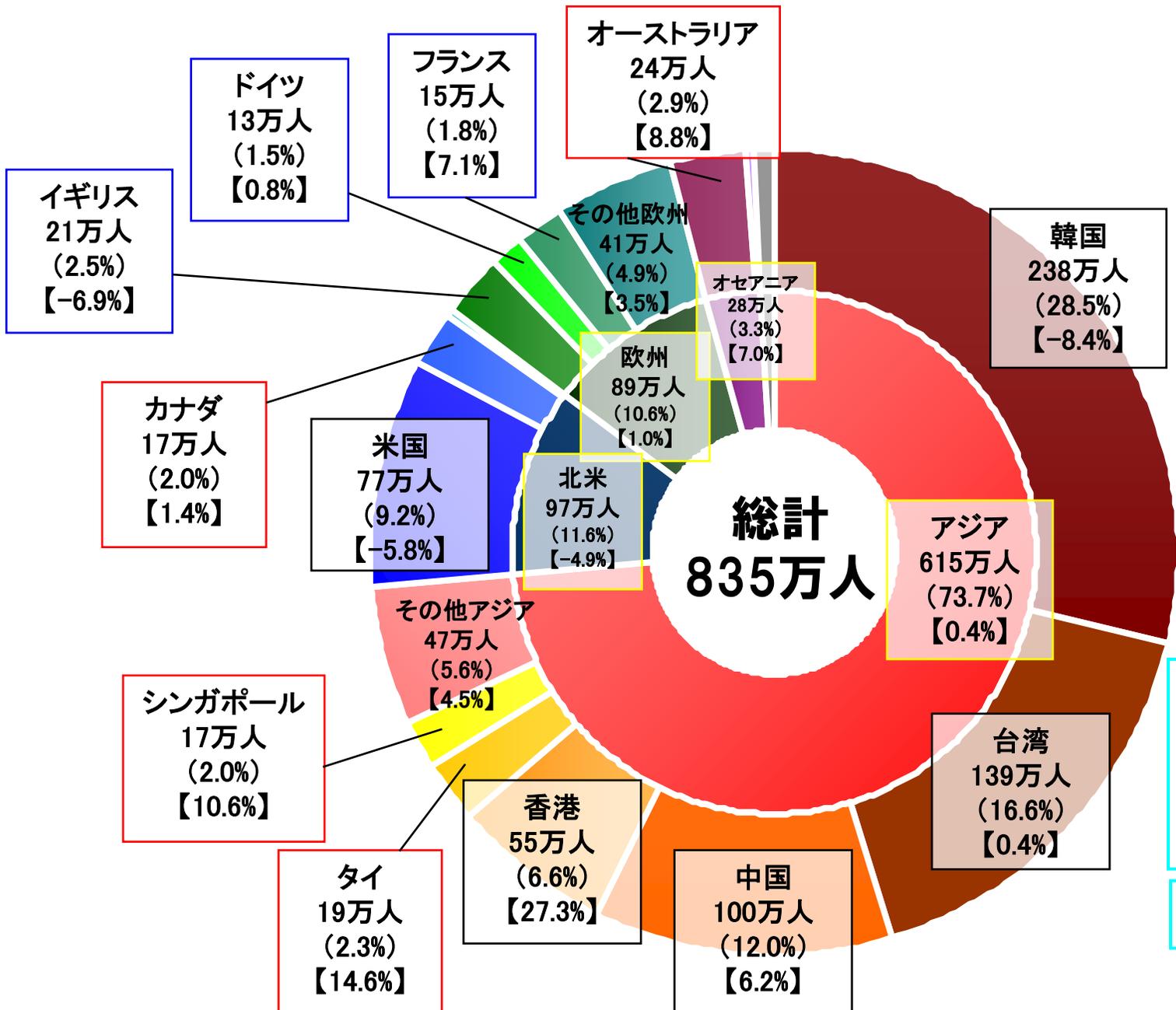
毎年度点検を行うとともに、おおむね3年後を目途に見直し等

訪日外国人旅行者数の推移



国・地域別訪日外国人旅行者の割合

(2008年)



黒枠 重点市場 (2003年度～)
 青枠 重点市場 (2004年度～)
 赤枠 重点市場 (2005年度～)

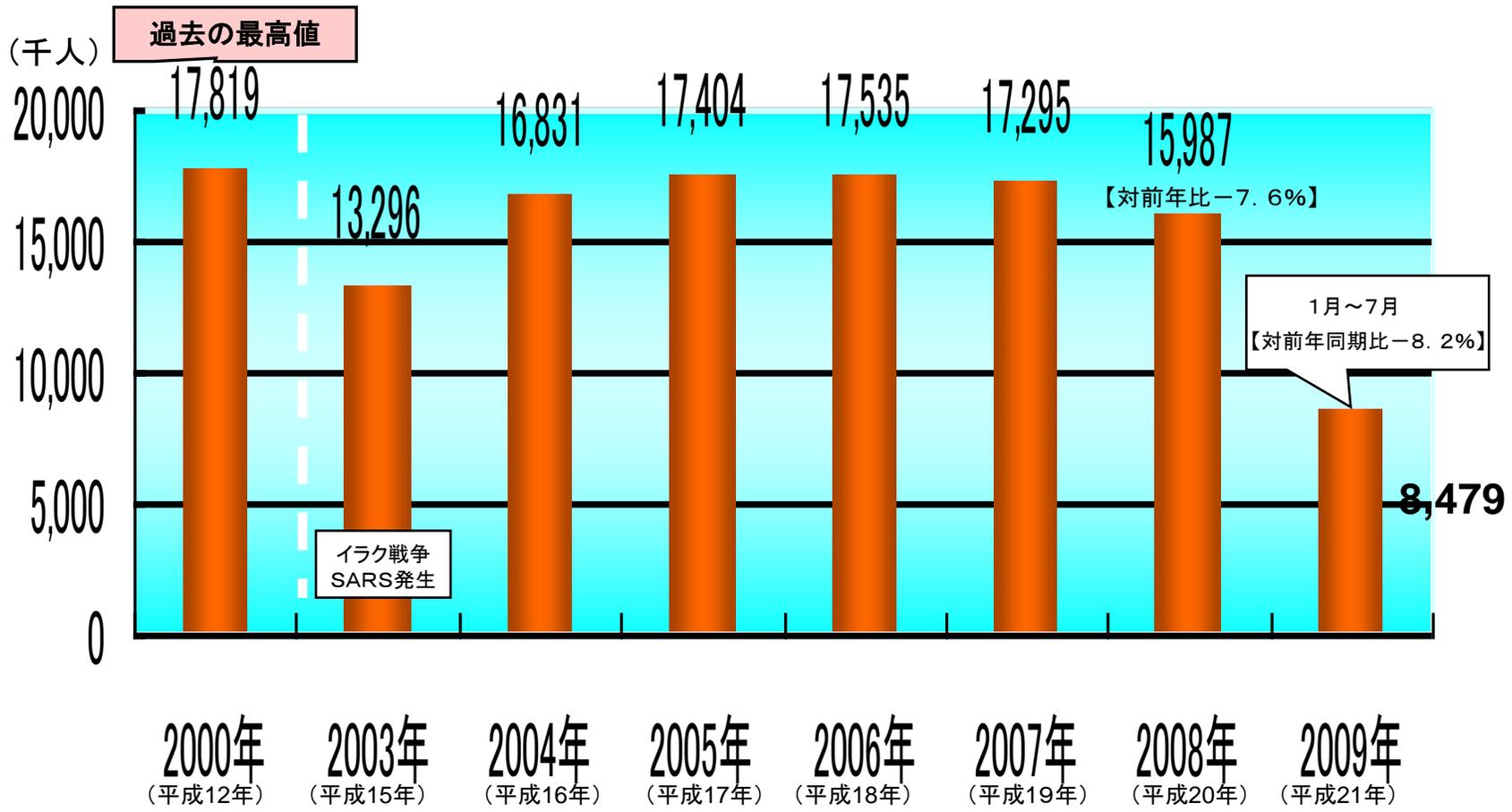
2008年 重点市場分
 計 734万人 (87.9%)

() 訪日外国人旅行者総数に対する割合
 【 】 訪日旅行者数の対前年比伸び率

日本人海外旅行者数の推移

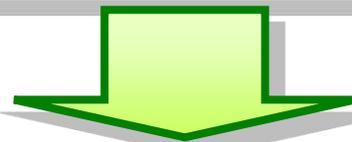
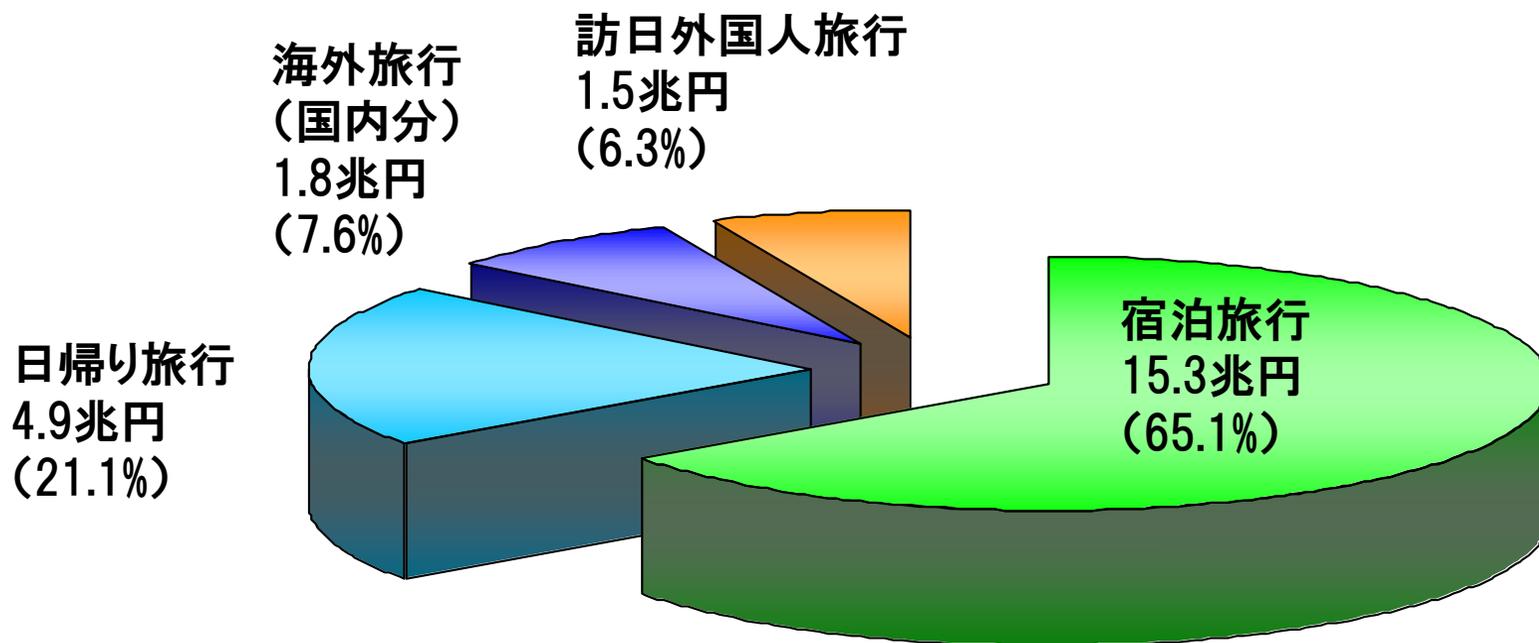
○2000年までは、我が国の海外旅行者数は右肩上がり伸びていったが、それ以降、9.11(2001年)、SARS(2003年)といったマイナス要因が立て続けに発生し、これまでにない落ち込みをみせた。

○2004年からは、回復基調に転じ、ようやく2006年に1,754万人となったが、2007年、2008年と減少に転じた。



国内における旅行消費額(平成19年度)

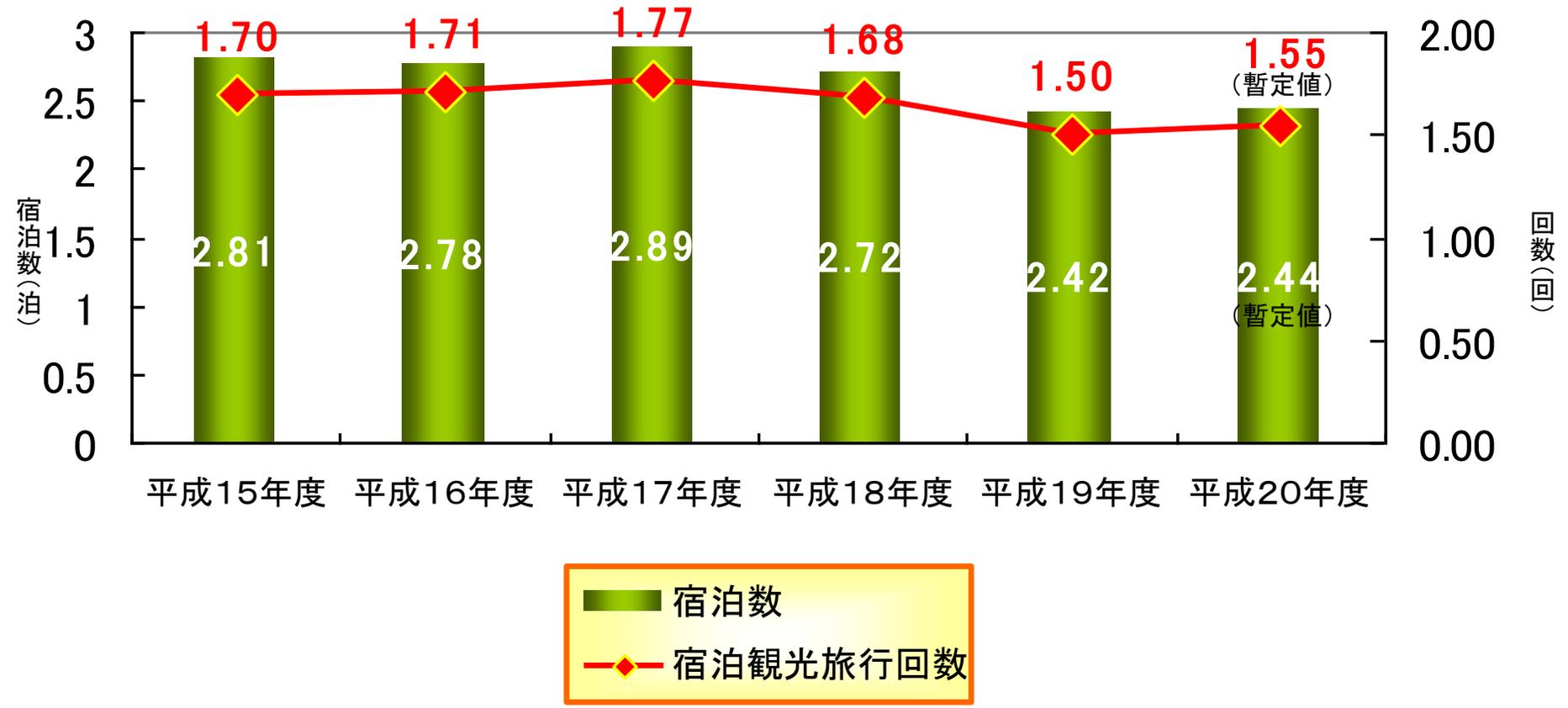
23.5兆円



我が国経済への貢献度(経済効果)

生産波及効果	53.1兆円	…5.6%(対産業連関表国内生産額)
付加価値誘発効果	28.5兆円	…5.5%(対名目GDP)
雇用誘発効果	441万人	…6.9%(対全国就業者数)

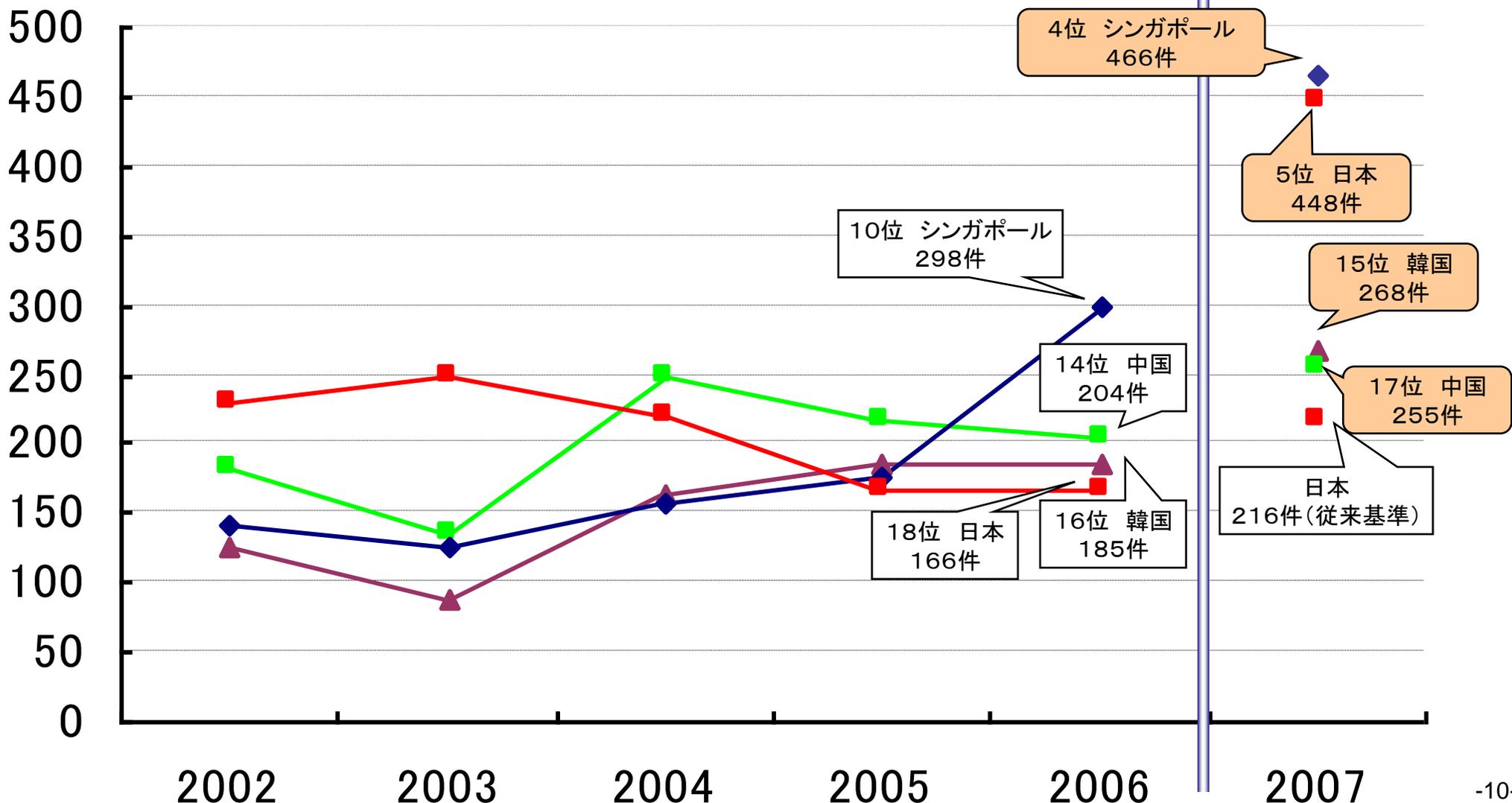
国民1人当たり国内宿泊観光旅行の回数及び宿泊数の推移



出典: 国土交通省観光庁「旅行・観光消費動向調査」による。

国際会議の開催件数

※ 2011年までに、主要な国際会議の開催件数を5割増—2005年の168件を2011年には252件—を目指す。
 ※ 日本は、448件(第5位)。UIAが従来の基準を緩和したことにより昨年の166件(第18位)から大幅増。観光立国推進基本計画に定められた目標値における基準に照らすと216件と推察される。
 ※ 他のアジア諸国も件数が増加。特にシンガポールは昨年の298件(第10位)から466件(第4位)と今年も躍進。



観光庁の新設(平成20年10月)について

観光立国の実現は、21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題

○観光立国推進基本法の成立(平成18年12月) ○観光立国推進基本計画の閣議決定(平成19年6月)

国際相互理解の増進



地域経済の活性化

国全体として、官民を挙げて観光立国の実現に取り組む体制が必要

国土交通省に観光庁を設置し、観光立国を総合的かつ計画的に推進

観光庁の果たす役割

- 魅力ある観光地づくりを主体的に行う地域を支援
- 観光産業の国際競争力の強化を支援
- 外国人観光旅客の来訪促進など、国際観光を振興
- 観光旅行の促進のための環境を整備

観光庁設置による効果

- 諸外国に対して、観光庁が我が国政府を代表し、対外的な発信力を強化
- 観光庁長官のリーダーシップにより、縦割りを廃し、政府を挙げての取組みを強化
- 地域国民に対し、観光に関するワンストップ的な窓口を提供

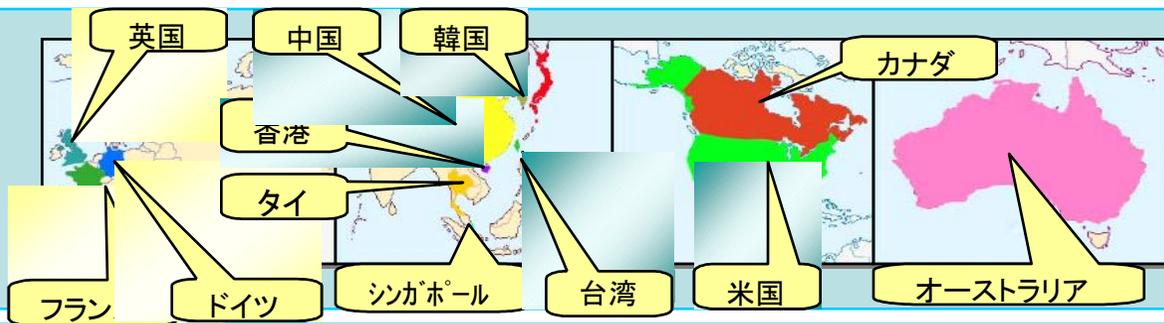
ビジット・ジャパン・キャンペーンの取組み

2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にするとの目標に向け、重点12市場を対象に、我が国の観光魅力を発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を支援するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体で推進。

重点市場

訪日旅行者数の多い12の国・地域

※このほか、有望新興市場（インド、ロシア、マレーシア）において調査を実施
 （2009年度からフィリピン・インドネシア・イタリア・スペイン・ベトナム・メキシコ・GCC諸国においても調査に着手。）



認知度向上事業

我が国の観光魅力を発信するための事業

- 海外メディアの日本への招請、取材支援
- 海外のTVCM等による広告宣伝
- WEBサイトによる情報発信
- 海外の旅行博覧会等への日本ブース出展



香港・メディア招請事業
 （仙台・2008年8月）



フランス・日仏観光交流年バス車体広告
 （2008年3月）

誘客事業

魅力的な訪日旅行商品の造成・販売支援や、青少年交流の拡大に向けた事業

- 海外旅行会社の日本への招請、商談会の実施
- 訪日旅行商品の共同広告
- 訪日教育旅行の誘致



シンガポール・訪日教育旅行セミナー
 （2008年8月）



大規模商談会・YOKOSO! JAPAN
 トラベルマート（2008年10月）

* 上記の事業を地域と共同で実施する場合には、国は総費用の1/2を上限に地域（自治体・民間等）と連携。

（ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業）

観光立国推進戦略会議(座長:牛尾治朗 ウシオ電機(株)会長)において、「観光庁は、関係省庁と連携して、観光立国に係る中長期的な戦略、特にインバウンドに係る中長期的戦略(2020年に2千万人を目標)を策定するべき。」と提言。観光立国推進戦略会議のワーキンググループでの検討を経て、3月13日の観光立国推進戦略会議で「訪日外国人2,000万人時代の実現へ」が取りまとめられた。

2000万人時代の訪日客の状況

○宿泊客のおよそ6人に1人は外国人(2007年は、およそ14人に1人)

○旅行消費額の外国人割合 2006年5.8% → 2020年16.3%

現在のアメリカ(14.3%)を超え、イギリス(18.1%)、ドイツ(17.0%)に迫る。

◆2000万人達成時には訪日外国人旅行者の旅行消費額が4.3兆円、直接雇用効果が39万人となると推測。

※ 2006年の旅行消費額は1.4兆円

2000万人を見据えた海外プロモーション戦略やハード・ソフト双方の総合的な受入環境の整備について検討

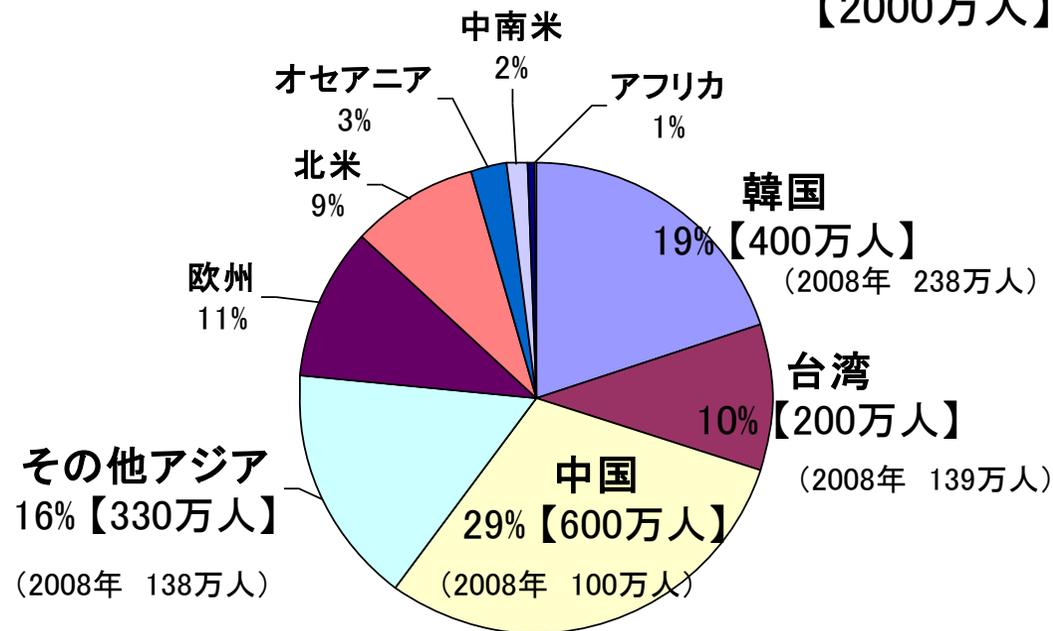
訪日外国人旅行者2000万人時代の経済効果等

我が国全体への経済効果

訪日外客数	2000万人 (2008年 835万人)
旅行消費額	4.3兆円 (2006年度 1.4兆円)
直接雇用効果	39万人 (2006年度 12万人)

2020年の訪日外国人旅行者数と割合

【2000万人】



アジア:76%

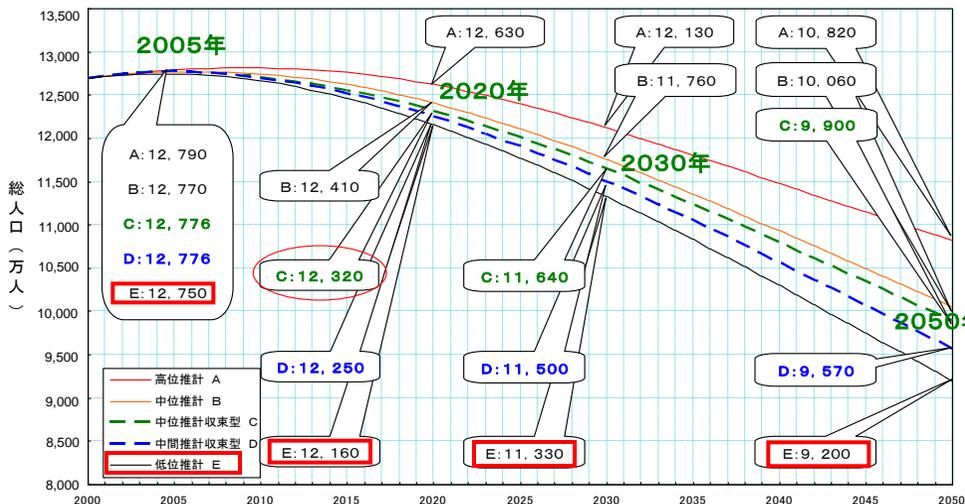
地方へ及ぼす経済効果

- ◆現在の訪日外国人旅行者の三大都市圏と地方の訪問割合は7:3
- ◆訪日客2000万人達成時に訪日外国人旅行者の約半数が地方を訪れるとすると、さらに地方へ経済効果が波及
- ◆地方での訪日外国人旅行者による消費額は1.6兆円、付加価値額は2.0兆円、就業者数は31.1万人増加

これからの我が国の人口減少動向

定住人口の減少

総人口の推移(試算値)



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」をもとに、国土交通省国土計画局作成。
 (注1) 中位推計収束型とは、中位推計に用いている合計特殊出生率と足下の統計値との乖離が、2030年にかけて収束すると仮定したもの。
 (注2) 中間推計収束型とは、中位推計収束型と低位推計収束型の中間値。なお、低位推計収束型とは、低位推計に用いている合計特殊出生率と足下の統計値との乖離が、2030年にかけて収束すると仮定したもの。

圏域別将来推計人口(国土交通省国土計画局暫定値)

単位:万人

		東北圏	首都圏	中部圏	北陸圏	近畿圏	中国圏	四国圏	九州圏	全国	
実績	2000年	人口	1,229	4,132	1,699	313	2,086	773	415	1,345	12,693
	2005年	人口	1,207	4,237	1,722	311	2,089	768	409	1,335	12,776
		(対2000年比)	-1.9%	2.5%	1.3%	-0.8%	0.2%	-0.7%	-1.6%	-0.7%	0.7%
直近トレンド型 (2000-2005 純移動率 固定型)	2010年	人口	1,170	4,300	1,710	300	2,070	750	400	1,310	12,700
		対2005年比	-2.7%	1.4%	-0.6%	-2.4%	-1.0%	-2.1%	-2.6%	-1.6%	-0.6%
	2020年	人口	1,090	4,330	1,650	280	1,990	710	370	1,250	12,320
	対2005年比	-9.6%	2.1%	-4.1%	-8.9%	-4.9%	-8.1%	-9.7%	-6.2%	-3.6%	

(注1) 「直近トレンド型」とは、都道府県間の人口純移動率を直近(2000-2005年)の係数で固定した場合の計数。
 (注2) 推計人口は、出生率を中位推計収束型(社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年3月推計))における中位推計に用いている合計特殊出生率と足下の統計値との乖離が、2030年にかけて収束すると仮定したものとして推計した総人口に、一致させている。
 (注3) 実績以外の人口については、単位を10万人としている。また、比率は実数を元に算出したものである。

国土審議会計画部会資料より引用(2点とも)

今後、特に地方において人口減少が急速に進行

地域内消費の減少による地域経済の縮小

地域格差の拡大が懸念

「観光圏」形成の必要性

観光圏の目指す方向
一点から線、線から面へ

(1) 地理的広がり

- 宿から街へ
- 街から周辺地域へ

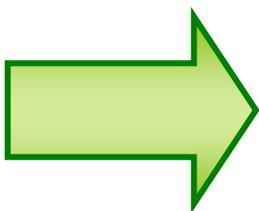
(2) 時間的広がり

- 日帰りから宿泊へ
- 1泊から連泊へ
- 特定時期の集客から通年化

(3) 人的広がり

- 客からファンへ(リピーター)
- 週末住民、二地域居住

そのためには、



3つの連携を強化し、

- ①観光業と他業種
- ②地域産業と自治体
- ③地域と地域

旅行者のニーズをふまえた
具体的な実践活動が必要
＜圏域単位でのサービス品質向上とブランド化＞

○ 宿泊

- ・泊食分離、地産地消の販路拡大等宿から街への観光客の送り出し
- ・共通入湯券導入等宿泊エリアのもてなしの向上

○ 観光資源

- ・体験・学習・交流・食のメニュー(特に早朝・夕刻)の充実
- ・本物・ゆかり・差別化・こだわりによるブランド化

○ 交通・移動

- ・移動をコスト(負担)からベネフィット(楽しみ)へ転換する工夫
- ・アクセスの改善による集客力強化と域内の移動の容易化

○ 案内・情報提供・マーケティング

- ・観光旅客のニーズ・目的に対応した提案型の観光案内の強化
- ・顧客満足度の向上と予約・販売の共通化、会員制などマーケティング能力の向上

観光圏整備による観光旅客の滞在の長期化

観光圏整備のイメージ



地域が連携して行う取組への国の主な支援メニュー

○予算(観光圏整備事業費補助)、財投
 宿泊、観光資源、交通移動、案内・情報提供などのレベルアップを図る地域の取組を支援
 ⇒2泊3日以上快適に充実して過ごせる観光圏づくりに向けた地域の取組を活性化し、観光旅客の満足度を向上

○ハード面での連携
 社会資本整備における、景観整備、案内標識整備等の事業による観光圏整備事業との連携・配慮
 ⇒ハード面を含めた観光圏全体の総合的な魅力向上

○農山漁村活性化法の特例
 観光圏内の農山漁村における交流施設整備について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付が可能
 ⇒農山漁村の体験・交流メニュー等楽しく過ごせる滞在メニューの充実

○旅行業法の特例
 ホテル・旅館による旅行業者代理業の特例
 ⇒宿による宿泊客への着地型旅行商品の販売を可能とし、宿泊客の滞在を拡大

観光旅客のニーズをふまえた取組への支援

効果

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

↓
 内外観光客による2泊3日以上より長期の滞在を拡大

↓
 地域経済の活性化

観光圏一覽 (30地域)

(平成21年6月1日現在)

